

【学校 HP 用】

札幌市立ひばりが丘小学校

## いじめ防止基本方針 Ver.4.2

### I いじめ防止対策委員会の設置

#### 1 設置の目的

- (1) いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- (2) いじめが起きた際に、解決に向けてチームとして対応する。

#### 2 いじめ防止対策委員会の役割

##### (1) いじめ防止

いじめの防止に向けた児童の主体的な取組や、児童が互いに思いやり、認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめが起きにくい・いじめを許さない支持的風土・環境づくりの具体的な手だてについて検討し、教職員・保護者及び児童に周知する。

##### (2) いじめの早期発見

- ①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ②いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。

##### (3) いじめへの対処

- ①いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、緊急会議等を開催するなど、情報を迅速に共有するとともに、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。また解消についても委員会として判断する。
- ②事実関係に基づく、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、関係する保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 3 いじめ防止対策委員会の構成と開催

##### (1) 構成員

校長 教頭 学年主任 特別支援教育コーディネーター 副担任 養護教諭  
スクールカウンセラー 当該学年担任 (スクールソーシャルワーカー等)

◇組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。

##### (2) 開催

- ①定例会以外でも、対応が必要と考えられた場合には開催する。校長不在等、構成員が全員

そろわない時であっても必要に応じて開催するが、その後に会議録をもって必ず報告し、決裁を受けたり、情報共有をしたりする。

## II いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条 H26.6.28】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う「心理的又は物理的な影響」を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇「心理的又は物理的な影響」の具体例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## III いじめ防止への取組（マニュアル Ⅰ）

### 1 学級担任

- (1) いじめ防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない、支持的風土・環境を作る。
- (2) 少人数グループや学級全体での話し合い活動を適時取り入れる。
- (3) 学習規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
- (4) 特別な教科道德の授業を要として、日々の学習を通していじめ防止の意識を育む。
- (5) 人権教育を充実させ、いじめは人権を侵害する行為であることを理解させる。  
→法務局による人権教室の全学年実施・大人の人権教室の実施
- (6) 担任へ児童が悩みを訴えやすいよう、児童との関係作りを心掛ける。

### 2 児童活動（委員会・異年齢交流）

- (1) キラリたてわりプロジェクトを通し、互いを尊重する心情を育む。
- (2) いじめ防止、命を大事にする取組として、「“ほっと”プロジェクト」を児童委員会で企画し、他者への感謝の心を育むことで、命を大事する・いじめを認めない意識を高める具体的な活動をする。

### 3 インターネットに関わって

- (1) 全学級でネットモラルの授業を行う（可能であれば参観授業でも）。
- (2) ネットモラルの問題は家庭との連携（利用のルール・放課後の使用ルール）が重要であることをプリント・学校便り等で繰り返し保護者に訴える。
- (3) 通信業者などを講師に招き、ネットモラル研修会を実施する。

## IV いじめの早期発見への取組（マニュアル 2）

### 1 日常

- (1) 朝の健康観察は教師が行い、児童と直接目を合わせ、声を聞いて日常的に児童の様子の変化を把握する。また、睡眠時間・食欲、休み時間・給食時間・掃除などの様子を確認する
- (2) いじめの疑いがある場合には、速やかに教頭へ報告する。
- (3) いじめの疑いがある場合には、担任の主観で判断せずに、学年・担任外の先生と情報を共有した上で対応をする。そして個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有をする（臨時職員会議等）。
- (4) 児童のシャボテンログへの入力→担任と管理職・担任外複数での確認→聞き取り  
対応→管理職への報告（必要に応じて）を行い、いじめにつながる情報を早めに把握する。

### 2 児童アンケートと、聞き取り・相談

- (1) 児童アンケート＜1回目：5・6月【本校独自】、2回目：11月 悩みやいじめアンケート【全市】＞を実施し、状況の把握に努める。
- (2) 6月に、児童アンケートに基づき児童面談週間を設け、詳しい聞き取りを行う。
- (3) 11月に、悩みやいじめアンケートに基づき詳しい聞き取りを行う。
- (4) いじめを訴えてきた児童には、時間を空けずに丁寧な聞き取りを行う。
- (5) アンケートにて「誰にも相談しない」と回答した児童へは、丁寧な対応と相談できる関係作りを意識する。また、相談できる機関を紹介するなどの手だてをとる。
- (6) 悩みやいじめアンケート調査用紙は、用紙そのものを中学校へ引き継ぐ。



### 3 児童が相談できる関係機関

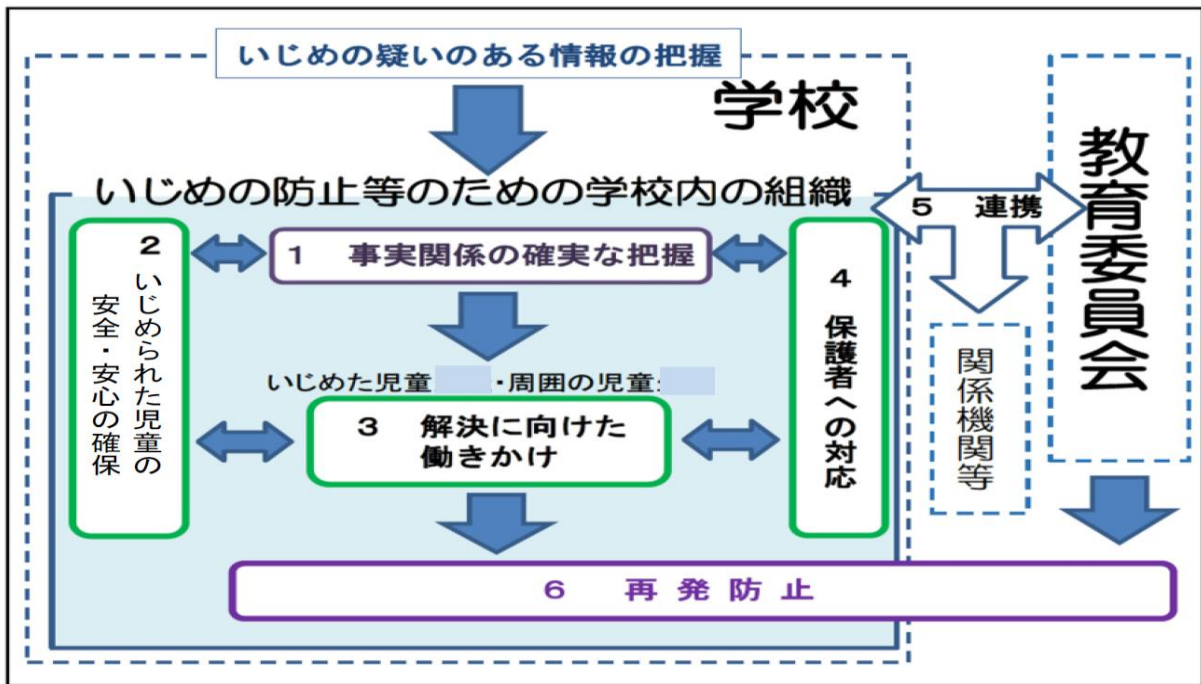
- 24時間子供SOSダイヤル【全国共通】(文部科学省事業)  
0120-0-78310【通話料無料】365日24時間
- いじめ電話相談(札幌市教育委員会少年相談室)  
0120-127-830【通話料無料】平日9:00~20:00 ※土日・祝日、年末年始を除く
- 教育相談担当課(札幌市教育委員会教育センター)  
011-671-3210 平日8:45~17:15 ※土日・祝日、年末年始を除く
- 子どもアシストセンター(札幌市子どもの権利救済機関)  
子ども専用:0120-66-3783【通話料無料】月~土10:00~20:00
- 子どもの人権110番(札幌法務局)  
0120-007-110【通話料無料】平日8:30~17:15 ※土日・祝日、年末年始を除く
- 少年相談110番(北海道警察本部)  
0120-677-110【通話料無料】平日8:45~17:30 ※時間外、土日・祝日は留守番電話
- YOU・勇・コール(羊ヶ丘児童家庭支援センター)  
011-854-2415 (FAX:011-836-4152) 365日9:00~18:00
- 興正子ども家庭支援センター(社会福祉法人常徳会)  
011-765-1000 365日8:00~24:00

## V いじめへの対応（マニュアル 3）

### 1 日常からの指導

- (1) からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。
- (2) 些細なことでも過小評価せず（例:いじめ・からかいを受けた児童が「気にしてない」と答えたとしても）、学年・副担任・教頭へ必ず相談する。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会で対応・判断できるよう、必ず情報提供を行う。

### 2 実際にいじめが起きた時の対処



#### (1) いじめの疑いのある情報の把握

##### ①いじめを受けた児童から情報を把握したとき

- ア 安心して話ができる場を設ける。
- イ 共感的な態度で聞き取る。
- ウ 児童の安全を確保する事を伝える。
- エ 保護者と情報共有を行う。

##### ②いじめられた子の保護者との対応

- ア 真摯に向き合い、丁寧に対応する。
- イ 事実を把握することについてご理解いただく。
- ウ 把握したことや、児童に指導したことについて、随時連絡して情報を共有する。

##### ③周りの子からの情報

- ア 情報提供の秘密を守ることを伝える。
- イ 伝えてくれた事を評価する。

#### ■□■職員のためのメモ■□■

- i 共感的な態度で聞き取る。必ずメモを取りながら対応する。
- ii 電話で連絡があった場合は、可能な範囲で直接面会して聞き取りを行う。
- iii 今後の対応等については即答せず、状況把握を優先することを伝える。
- iv 児童への聞き取りの許可を得る。
- v いじめへの対応の進捗状況について、適時伝える。
- vi 解決したように思われる案件でも、その後、しばらくは少なくとも週 1 回程度は連絡し、情報を共有する。

■職員のためのメモ■

- i 聞き取りは、同時・個別に行い、教職員の役割を分担し、事実と経過を把握する。
- ii 時系列に沿った記録を必ず行う。
- iii 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。

④保護者・地域からいじめの情報を提供された場合

- ア 真摯に向き合い、丁寧に対応する。
- イ 情報提供の秘密は守ることを伝える。
- ウ 場合によっては直接面会して、お話を伺えるよう協力を求める。

(2) 事実関係の確実な把握

- ①いじめを把握した時点から、速やかにいじめ防止対策委員会を開催する。
- ②関係する全ての児童に対して、丁寧に聞き取りを行う。
- ③他校の児童が関係する場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを他校と連携して行う。
- ④起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

(3) いじめられた児童の安全・安心を確保

- ①いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- ②見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童生徒が、その後は安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- ③いじめた児童・周りの児童（傍観者）への解決に向けた働きかけを丁寧に行う。

(4) 解決に向けた働きかけ/いじめた児童への対応

- ①いじめたという事実にとまらせず、いじめた児童・傍観した児童が抱える問題・背景などにも目を向け、継続した指導を行う。
- ②いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ③いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- ④いじめをした児童の背景や言い分を把握し、この児童にも寄り添った指導を心掛ける。
- ⑤周りではやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを指導する。

(5) 保護者への対応

- ①いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに連絡をし、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- ②いじめ解決への取組方針を伝え了承を得る。可能な範囲で保護者の意向を汲み入れる。
- ③いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めたり、スクールカウンセラーへの相談を勧めたりするなど、再発防止に向けた支援を行う。
- ④いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

(6) 連携

- ①緊急性が高いと判断された場合や、重大事案につながることで懸念される深刻ないじめを把握した場合、速やかに教育委員会に報告し、文書でも状況を伝える。

- ②解決の目途が付かない場合や長期化する場合は教育委員会と対応を協議する。
- ③犯罪行為や深刻な人権侵害の場合は、警察、児童相談所等へ速やかに協力を求める。

#### (7) 再発防止

- ①児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- ②いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ③再び同様のいじめが発生しないように、互いに思いやり、認め合う人間関係を構築できるような指導を継続する。
- ④いじめに関する個別の対応状況に関わる記録は、児童の進級・進学に当たって、次の学年・学校に引き継ぎ、指導や支援につなげられるようにする。
- ⑤いじめを受けた側の保護者には、学校が認知をして対応終了後3日後までには連絡をして、保護者と学校の温度感の差異がないか、今後の対応を確認して管理職に報告。その後いじめ対策委員会にて対応を検討することとする。(アフターフォローの明確化)

## VI いじめの解消に向けて

- 1 いじめ解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- (1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 最終改定 <平成29年3月14日> P30・31】

- 2 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

## VII 評価

- 1 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組に関する項目を位置付ける。
- 2 日々の活動の中で、いじめ防止・認知・指導等に関わる取組について、職員同士が互いに声を掛け合ったり、評価し合ったりできるようにする。

### 学校におけるいじめの防止等のための職務別マニュアル

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
- ・ 全力を挙げて「未然防止」に尽くしいじめを認知したら「再発防止」は当然の責務
- ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
- ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応

#### ◆いじめの種類

##### 《心理的攻撃を中心とするいじめ》

- ・ 無視、仲間外れ
- ・ 悪口を書いた手紙を回す
- ・ 持ち物を汚したり、隠したり、捨てたり
- ・ 給食を配膳しない
- ・ ネットいじめ など

##### 《身体的攻撃を中心とするいじめ》

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 髪を切る
- ・ プロレスごっこ
- ・ 失神遊び
- ・ 性的な辱め など

##### 《犯罪的攻撃を中心とするいじめ》

- ・ 金品の要求（少額<<<高額の要求）
- ・ 万引き等、犯罪行為の強要

#### ◆いじめの特質

##### 《いじめは発見しづらい》

- ・ いじめの巧妙化、偽装化
- ・ ネット上のいじめ

##### 《誰もが、いじめる側いじめられる側に成り得る》

- ・ いじめられた子供が矛先をかえるため
- ・ ネット上のいじめは体力に無関係

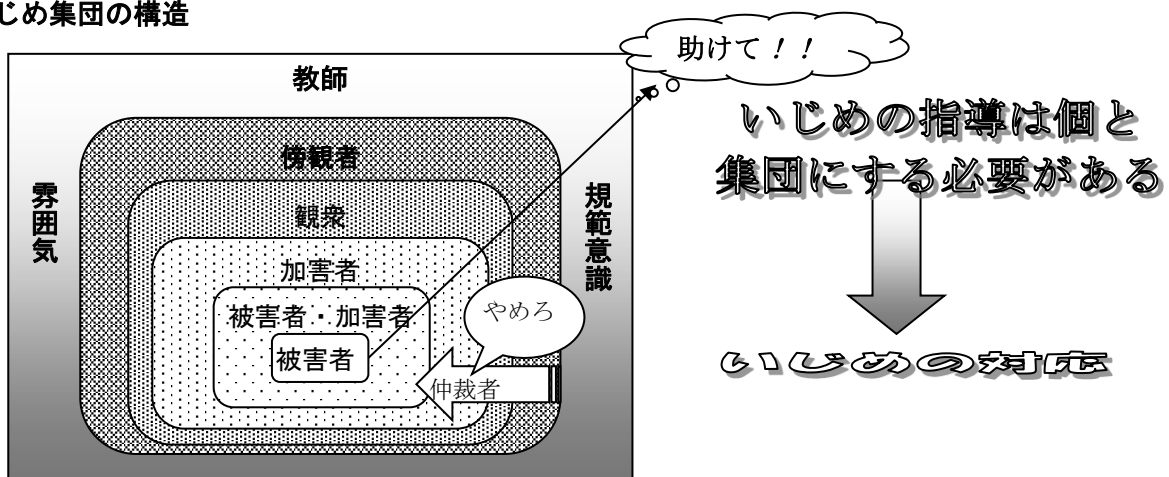
##### 《いじめる側は、いじめを正当化し、隠蔽する》

- ・ 責任の回避
- ・ 規範の維持や制裁のため

##### 《教師の言動がいじめの発端や増長の原因となる場合》

- ・ 負のイメージづくり
- ・ 威圧的に攻め立てる指導

#### ◆いじめ集団の構造



(1) いじめ防止のための措置

(2) 早期発見のための措置

(3) いじめに対する措置

## (1) いじめの防止のための措置

### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをいたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

## 【たとえば】 教師の姿勢と学級経営

### 教師としての基本的姿勢を明確に示しているか？

- ・ 正義や心理を大切に
- ・ 不正義に対して毅然とした態度
- ・ 子どもとふれあう機会や対話の重視

安心できる

自己肯定感

充実感

### いじめの発生しにくい学級経営を心掛けているか？

- ・ 担任の言葉遣いや態度
- ・ 「恐れられる指導」と「畏れられる指導」
- ・ 発達に応じ、先を見通した学級経営

どの子どもも  
落ち着ける場所

居場所づくり

## (2) 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- ・日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間。放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### 《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

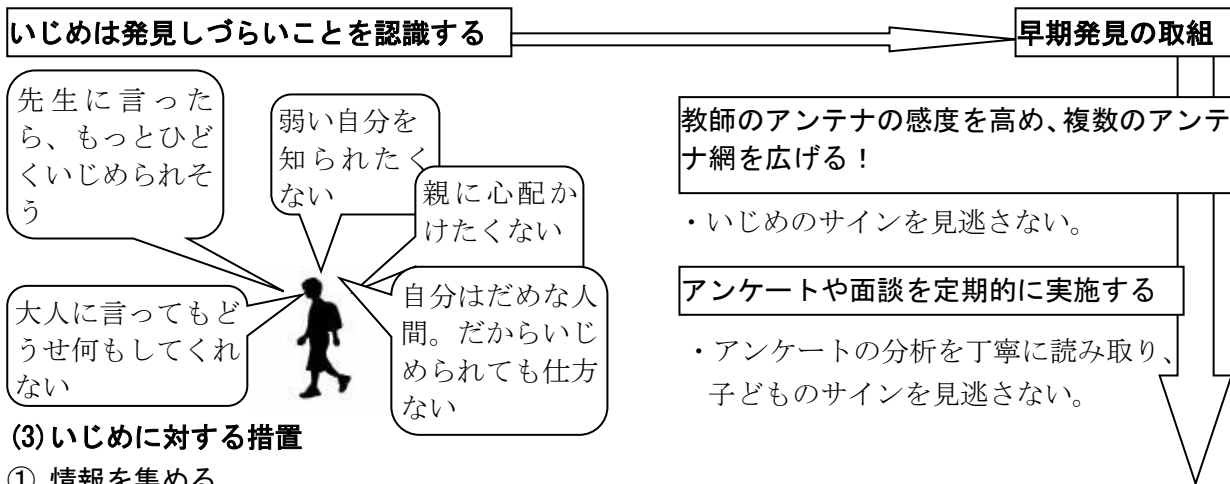
### 《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラーなどによる相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認

### 《管理職》

- ・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### 【たとえば】



## (3) いじめに対する措置

### ① 情報を集める

#### 《学級担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

#### 《組織～いじめ防止対策委員会など》

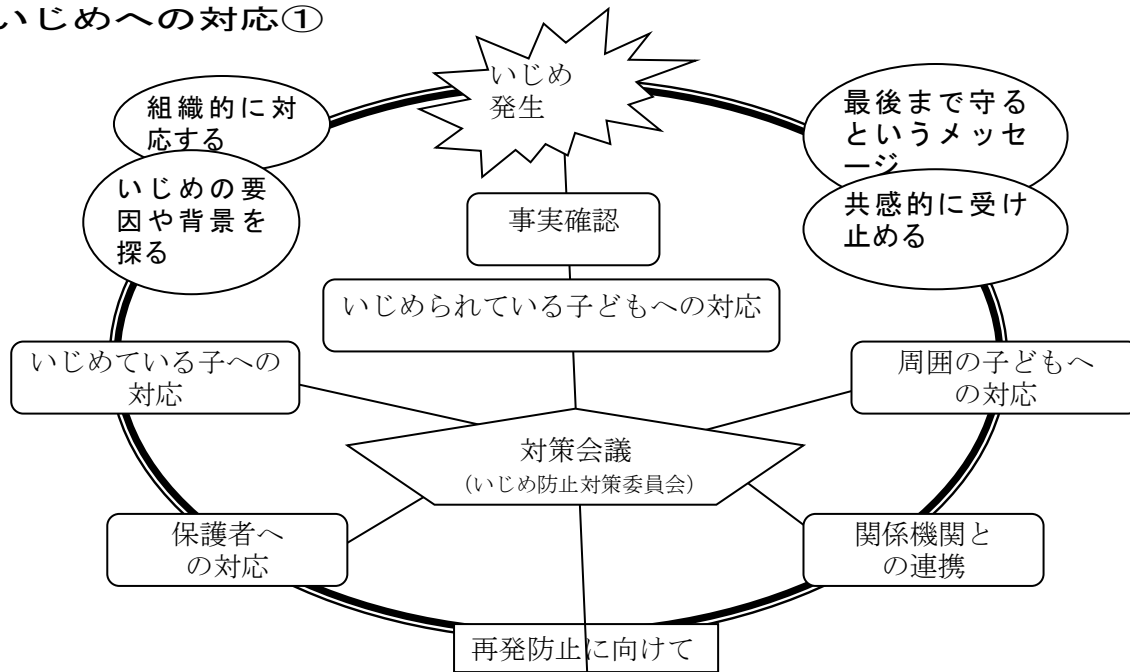
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導、支援体制を組み上げる

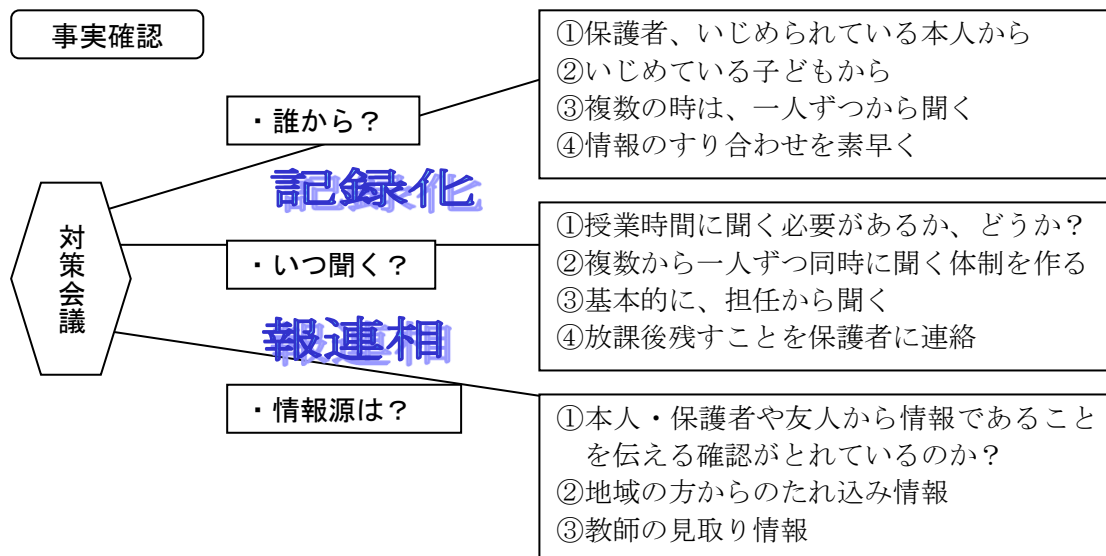
《組織～いじめ防止対策委員会など》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任等、養護教諭、教務主任、保健主事管理職などで役割を分担)
  - ＞ いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
  - ＞ その保護者への対応
  - ＞ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導、支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

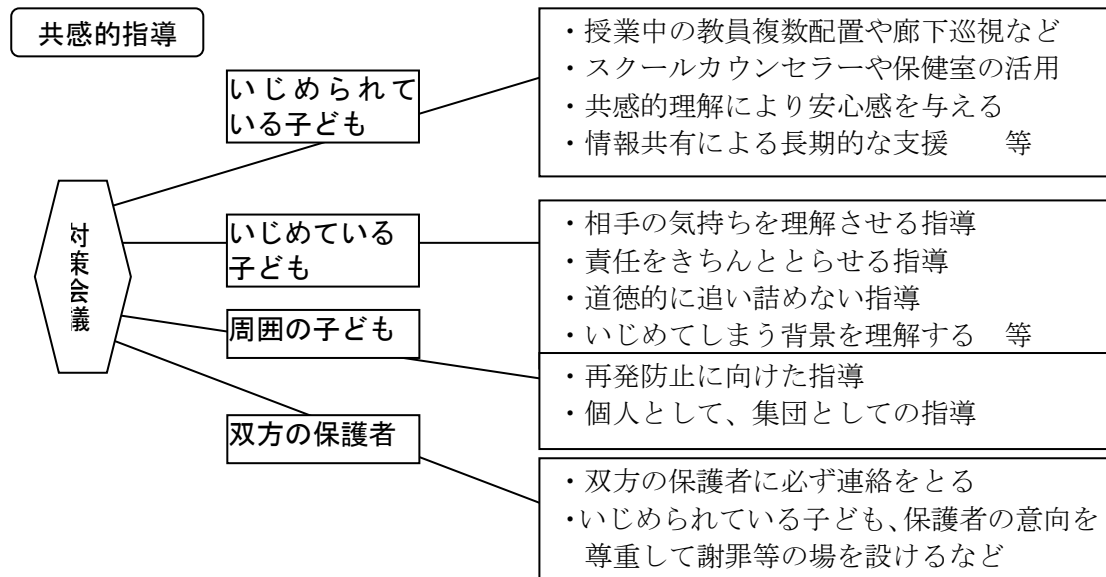
いじめへの対応①



いじめへの対応②⇒⇒⇒⇒⇒⇒速やかな対応



### いじめへの対応③



#### ③－A 子どもへの指導・支援を行う（「組織」で決定した指導・支援体制に基づく）

##### 《いじめられた児童生徒に対応する教員の役割》

- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

##### 《いじめた児童生徒に対応する教員の役割》

- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署などとも連携して対応する。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

##### 《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### 《組織》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者などの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学。進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

### ③—B 保護者と連携する

#### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケートなどにより判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

### いじめへの対応④

#### 保護者との連携

#### ○いじめられている子どもの保護者への対応

- ①誠意ある迅速な対応      ②再発防止に向けた話し合い

#### ○いじめている子どもの保護者への対応

- ①問題解決に向けた保護者との協力体制      ②再発防止に向けた対応



(2025/4/1 一部改訂)

# 生徒指導いじめ・防止対策委員会 兼 校内学びの支援委員会

## 【構成】

校長

◎教頭

特別支援教育コーディネーター

副担任：

学年（主任）：

養護教諭：

SC：

SSW：

◇組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。

## 【日程及び計画】

1	4月3日（金）	顔合わせ	概略の確認
	4月6日（月）	職員会議	
			→学びの支援委員会研修会①/子どもに寄り添った指導）含（短時間）
2	4月15日（水）	14:30～15:00	全体会 方法の確認・昨年度の引継ぎ事項の確認 ※その後、運動会係会
3	5月20日（水）	14:30～15:00	いじめ・ <u>不登校</u>
4	6月17日（水）	14:30～15:00	いじめ
5	7月15日（水）	14:30～15:00	いじめ・学びの支援委員会②/特性の理解
6	8月26日（水）	14:30～15:00	いじめ・学びの支援委員会③/ <u>不登校</u>
7	9月16日（水）	14:30～15:00	いじめ（※その後運営委員会）
8	10月21日（水）	14:30～15:00	いじめ
9	11月18日（水）	この日、児童公開日①	日程変更？ 学びの支援④【いじめアンケート】
10	12月16日（水）	14:30～15:00	いじめ
11	1月27日（水）	14:30～15:00	いじめ・学びの支援委員会⑤/不適切指導
12	2月24日（水）	14:30～15:00	いじめ（※スキー学習ダイナスティ）
13	3月3日（水）	14:30～15:00	いじめ・学びの支援委員会⑥

※いじめ案件の数や重大度に関して、臨機応変な対応をしていく。